



桜のつぼみは膨らみ、日差しはすっかり春らしくなりましたね。
今年の3月11日で東日本大震災から10年を迎えます。
先日も大きな余震がありましたが、家庭や職場での防災への意識を再確認するチャンスでもあります。
コロナ禍で必要なものも変わっておりますので、防災グッズの見直し等、いつかやろうと思っていた事を
実行する日にはいかがでしょうか。

飲食店の時短営業協力金と取引企業の一時支援金の給付について

◆各自治体からの要請に伴い時短営業をされている飲食事業者◆

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 2021 年 1 月に緊急事態宣言が発令され、営業時間短縮が強化されることに伴い、要請に協力する**飲食事業者**に対して、東京都等の各自治体から**時短営業協力金（1日あたり6万円）**の申請が開始されています。（以下東京都のものになります。）

対象期間	申請期間
1月8日（金）～2月7日（日）実施分	2月22日（月）～3月25日（木）
2月8日（月）～3月7日（日）実施分	※準備中

- 対象期間ごとに申請をする形になります。
- 神奈川県は2/7までの分は3/5までの申請となっている等、自治体により期限も異なりますので、対象の自治体のホームページ等からご確認ください。

◆上記の時短営業協力金の対象でない事業者【宣言外の地域も含む】◆

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を支援する一時支援金の給付が開始されます。

＜給付対象のポイント＞

- ① 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少した事業者

＜給付額＞

2020年又は2019年の対象期間の合計売上 － 2021年の対象月の売上×3ヶ月
中小法人等：上限60万円 個人事業者等： 上限30万円

対象期間：1月～3月

対象月：対象期間内に、2019年又は2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月から任意に選択した月

緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の**飲食店と直接・間接の取引があること**、又は、宣言地域における不要不急の**外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**（飲食店の時短営業又は外出自粛等の**影響を示す書類の保存**が必要で、申請時に提出は不要ですが、事務局等から求めがあった場合には、速やかに提出してください。）

＜申請給付期間＞

2021年3月8日（月）～5月31日（月）

＜その他注意点＞

- 都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。
- 不正受給防止のため、認定経営革新等支援機関のほか、税理士・税理士法人をはじめとする専門家（登録確認機関）による事前確認が必要となります。

弊所も登録確認機関として申請済みですので、給付対象事業者の方は申請の手続き等お打合せさせて頂きます。詳細は、経済産業省の「一時支援金」で検索・確認をお願いいたします。

知っとこ!「税務のマメ知識」

国税庁は申告所得税、個人事業者の消費税、贈与税の申告・納付期限を **4月15日(木)** まで延長することとしました。
延長後の申告期限・納付期限は以下の通りとなります。

【申告期限・納付期限】

科目	当初	延長後
申告所得税	令和3年3月15日(月)	令和3年 4月15日(木)
個人事業者の消費税	令和3年3月31日(水)	
贈与税	令和3年3月15日(月)	

【振替納税の振替日】

科目	当初	延長後
申告所得税	令和3年4月19日(月)	令和3年 5月31日(月)
個人事業者の消費税	令和3年4月23日(金)	令和3年 5月24日(月)

※ 振替納税日前には残高の確認を忘れずをお願いいたします

また、申告・納付以外の各種申請や届出等の期限についても一定のものは昨年と同様に一括延長となります。

法人税や相続税といった申告所得税等以外の税目については一律の期限延長の対象とはなりません、昨年同様新型コロナの影響により期限までに申告・納付等が困難な場合には個別延長の申告が認められるという事です(延滞税は発生します)。



今月のいろいろ「掲示板」

◆医療費控除の注意点◆

健康保険協会等からの医療費通知がある場合にはこれ添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができます。

こちらは前年の10月～当年9月までの集計となっていることが多い様です(令和元年10月～令和2年9月等)。

10月～12月分については領収証による上が必要です。その他に**自費診療の歯医者等の領収証・ドラッグストアでの医薬品の購入等は個別の領収証**が必要ですので、医療費通知を使用する場合でも領収証を取っておきましょう。

なお、医療費控除を申請した場合、これらの領収証の保管期限は他の確定申告資料と同様**5年**となりますので、ご注意ください。

✿健康保険料・介護保険料の改定✿

令和3年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が改訂されます。健康保険料は都道府県によって異なりますので、協会けんぽのHPでご確認ください。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
人の気持ちを的確に汲み取り、それを上手にまとめることができる時。 旗振り役に立候補してみるのもよいでしょう。	読書がおすすめ。活字の中に、人生を変えるような重要なひと言が隠れていそう。実用書からヒントが得られます。	職場では常に、中立な立場を貫くようにしましょう。周りに引き込まれず、勇気を出して踏ん張ることが重要です。	「自分は絶対できる!」という自己暗示が、不可能を可能にしてくれる日。自分を信じて実行しましょう。



優経税理士法人

～(経済産業省認定)経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。